

調整交付金の取扱いの変更を求める緊急要望

調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）は、基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）では米軍の所有する資産が対象とされていないことや米軍に係る市町村民税の非課税措置等による財政上の影響を考慮して、米軍施設所在の市町村に交付されている。

また、調整交付金は、基地交付金とともに地方税の代替財源の性格を有するものであるが、政府の概算要求基準では、基地交付金は「義務的経費」に区分される一方、調整交付金是对前年3%減を上限として縮減される「その他経費」に区分されている。

基地交付金と調整交付金とは同様の性格を有するものであることから、予算区分上の位置付けが異なることは極めて不合理である。

よって、国におかれては、調整交付金の地方税の代替措置という特別の位置づけを踏まえ、下記事項の実現を図るよう強く要望する。

記

政府予算の編成等において、調整交付金については、基地交付金と同様に、「義務的経費」に変更すること。

平成20年5月

全国市議会議長会基地協議会
会 長 松 尾 裕 幸
(佐世保市議会議長)